

議員提出議案第2号

沖縄県民の意思を尊重し、辺野古新基地建設問題を国民全体の問題として、公平、公正にさまざまな選択肢を検討することを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成31年3月22日

提出者 西東京市議会議員 かとう 涼子

賛成者 西東京市議会議員 後藤 ゆう子

西東京市議会議員 藤岡 智明

西東京市議会議員 佐藤 大介

西東京市議会議員 森 てるお

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

沖縄県民の意思を尊重し、辺野古新基地建設問題を国民全体の問題として、公平、公正にさまざまな選択肢を検討することを求める意見書

沖縄では、1997年に普天間基地の代替基地として名護市辺野古付近での建設が決定されて以降、約20年にも及ぶ建設反対運動が続いている。また、辺野古新基地建設反対の主張を掲げた知事が2014年、2018年と続けて選出されるなど、選挙を通じた住民の意思が再三再四示されている。

一方で、国の機関である沖縄防衛局は沖縄県による辺野古沿岸部の埋立承認撤回（2018年8月）への対抗措置として、国土交通省に対し行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立て、国土交通大臣は執行停止を決定、工事は再開された。一連の手続は、「国民のための権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するものであり、法治国家に悖るものといわざるを得ない」と行政法研究者110人が声明を上げるなど、法の運用に疑問を生ずるものとなっており、地方自治の侵害と指摘する声が上がっている。

また、辺野古の大浦湾の埋め立てにより、絶滅危惧種260種余を含む多様な生物群は危機的状況にあり、その上、軟弱地盤の改良工事に向けた設計変更など、環境面、財政面からも合理性を欠いた計画と言わざるを得ない。

「辺野古県民投票の会」による直接請求によって沖縄県議会は「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」を制定し、全市町村参加のもと、2019年2月24日、県民投票を実施し、投票率52.48%、基地建設への反対が434,273票となり、当事者としての沖縄県民の民意は改めて明確となった。投票者の7割が、新たにつくられる米軍基地建設に反対した県民の意思に、国は真摯に向き合う必要がある。

沖縄県外の国民も、辺野古の問題を初めとし、沖縄に集中する米軍基地の現状を知る中で、普天間の危険除去のためには辺野古が唯一の解決策という政府の主張の妥当性にも疑問を感じ始め、本年3月10日の共同通信社の報道によれば、「県民投票結果を政府は尊重すべきだ」との回答は68.7%にも及んでいる。沖縄の民意や沖縄の歴史、特に沖縄に基地が集中した経緯を踏まえ、国民的議論を行い、解決への道を開きたいと考える。

よって西東京市議会は、辺野古新基地の設置者、建設者に対して、下記事項の実現を図られるよう意見書を提出する。

記

- 1 沖縄県民の意思を尊重し、辺野古新基地建設を即時中止すること。
- 2 普天間基地の代替施設としての辺野古問題を、沖縄のみの問題とせず、国内・国外に普天間の代替施設が必要かどうかを含めて、国民的な議論を行い、解決の道を探ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき

提出先 内閣総理大臣、防衛大臣、国土交通大臣